

杉戸町国民健康保険 データヘルス計画中間評価報告書



令和3年3月

杉戸町

目次

1	中間評価の目的	1
2	中間評価の実施方法・体制	1
3	データヘルス計画の概要	2
4	主な評価指標の推移	4
5	個別保健事業の評価と見直し	7
6	全体の計画の評価と見直し	15
7	計画後半の実施体制・進捗管理と最終評価	15

1 中間評価の目的

平成25年6月、政府は「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康維持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市区町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」と示した。

その後、国においては、「レセプト・健診情報等のデータ活用」「医療適正化と国民の健康の増進の総合的な推進」「都道府県のガバナンス強化」「健康増進・予防の推進」等を重点化項目とした「健康・医療戦略」「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2017）」を閣議決定する等、データを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的、効率的な保健事業をさらに展開することが求められている。

平成30年度に「実施計画」の内容も含めて6年を1期とする杉戸町国民健康保険データヘルス計画を策定し、国保保健事業を実施している。

今年度は、その中間年に当たるため、計画の進捗状況を、目標達成状況や取組の成果で評価し、計画期間の後半、より効果的な保健事業を推進できるよう見直しを行うことを目的としている。

なお、見直しにあたっては、「保険者努力支援制度のインセンティブ」、「健康寿命の延伸」の観点を加えて実施する。

2 中間評価の実施方法・体制

この計画の評価は、PDCAサイクルに基づき、国保データベース（KDB）システムから出力される健康・医療情報をはじめ、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されるデータ及び各事業の実施結果等を用いて行う。

また、実施体制は、国保主管課が主体となり、衛生主管課と連携する。

3 データヘルス計画の概要

計画に基づき、以下事業を実施している。

(1) 特定健診受診率向上対策事業

目的：特定健診受診率の向上

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定健康診査（集団・個別）の実施	○	○	○
診療情報提供事業の実施	○	○	×
人間ドック補助事業の実施	○	○	○
郵送型自己採血健診事業の実施	○	○	○

(2) 特定保健指導実施率向上対策事業

目的：生活習慣を改善することにより、メタボ、メタボ予備軍の割合を減らす

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定健診結果相談会の開催	○	○	○

(3) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 ※生活習慣病重症化予防対策事業から名称変更

目的：糖尿病性腎症の重症化を予防することにより、人工透析への移行を防止する

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
糖尿病医療中断者、医療未受診者への受診勧奨（通知・電話）	○	○	○
糖尿病性腎症 2 期～4 期の方への保健指導	○	○	○

(4) 疾病予防対策事業

目的：定期的な健診受診により早期発見を目指す

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各種がん検診の開催	○	○	○
若年者健診の開催	○	○	○

(5) 多受診者指導

目的：適正受診の周知徹底により、医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
重複頻回受診者に対し、看護師による訪問指導を実施	○	○	○ 内容を変更し実施

(6) ジェネリック医薬品切替通知

目的：ジェネリック医薬品利用向上により、医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療費の削減が見込まれる被保険者に対し通知を発送	○	○	○

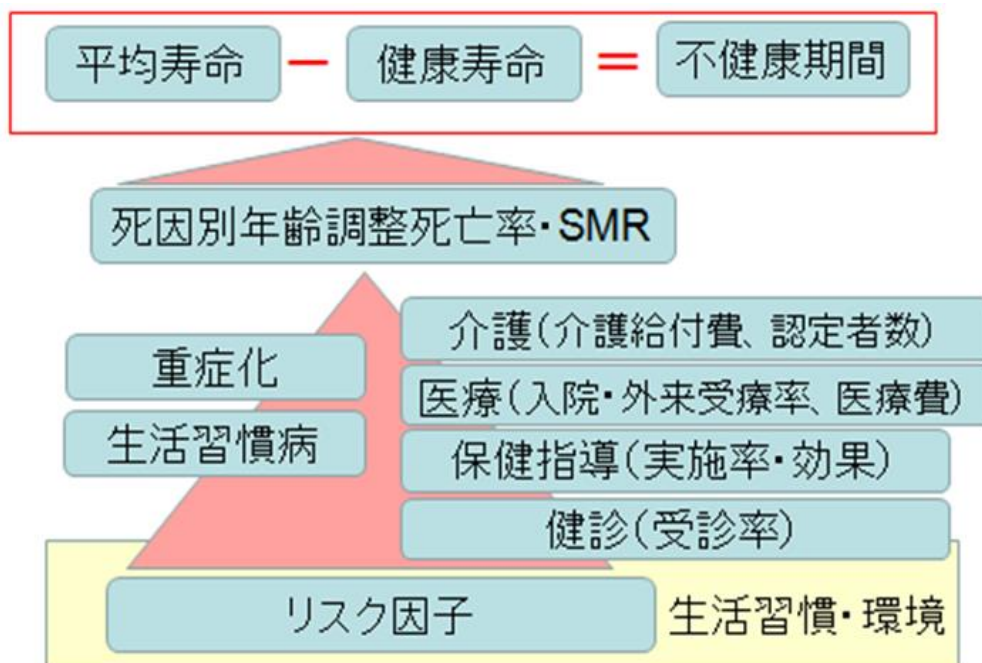
(7) ポピュレーションアプローチ

目的：健康寿命の延伸による医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
健康支援課と連携し、健康課題にリンクした医療講演会開催	○	○	×
埼玉県コバトンマイレージ事業に参加	○	○	○

4 主な評価指標の推移(データヘルス計画全体の評価)

評価指標の関係図



出典：国立保健医療科学院資料をもとに作成

評価指標の視点

「健康寿命」の延伸に向けて、国民健康保険は生活習慣病対策の実施が義務づけられている。

一般的にBMI、血圧及び血糖等の「リスク因子」を多く抱える被保険者に対して、保健指導等を実施することで、疾病の発症や重症化を抑制することができる。これにより「平均寿命」「健康寿命」が延伸するという点に着目し評価をする。

また、医療費の適正化に向けた視点での評価も大切となる。

個別保健事業を行う背景となる事業全体の状況を主な評価指標から把握することで、最終年度の評価に向けた事業の見直しも可能となる。

評価指標からみた現状(まとめ)

健康度を示す項目		①ベース ライン (平成28年 度)	平成29年度	平成30年度	②中間評価 (令和元年度)	③中間評 価 ①と②の 比較		
生命表	平均寿命 (歳)	男性	79.9	79.9	80.5	80.5	延伸	
		女性	85.9	85.9	86.5	86.5	延伸	
	健康寿命 (歳)	男性	17.33	17.62	17.72	17.62	延伸	
		女性	19.67	20.09	20.19	20.57	延伸	
主たる死因 とその割合	悪性新生物(%)		41.3	53.2	53.3	44.9	増加	
	心臓病(%)		34.6	28.7	27.4	29.4	減少	
	脳疾患(%)		15.4	10.1	12.6	14.3	減少	
	腎不全(%)		3.9	2.1	2.1	5.3	増加	
	自殺(%)		3.5	3.0	2.1	4.1	増加	
	糖尿病(%)		1.2	3.0	2.5	2.0	増加	
医療	一人当たり診療費(年間)		275,436	292,838	301,383	317,790	増加	
	人工透析患者数		62	68	66	62	維持	
健診	特定健康診査受診率(%)		36.9	33.7	39.0	41.6	上昇	
	特定保健指導実施率(%)		36.5	33.8	29.3	31.1	低下	
	質問票	1回30分以上の 運動習慣がない男 性(%)		46.4	47.7	50.2	50.0	増加
		1回30分以上の 運動習慣がない女 性(%)		51.3	50.4	53.0	52.5	増加
		喫煙 男性(%)		20.9	20.5	19.6	20.1	減少
		喫煙 女性(%)		5.6	5.7	5.8	5.9	増加
		毎日飲酒 男性(%)		44.3	44.2	42.0	42.0	減少
		毎日飲酒 女性(%)		8.7	8.6	8.9	9.0	増加
介護	認定率(1号)(%)		16.4	14.1	14.9	15.5	減少	
	1件当たり給付費(円)		58,488	59,022	60,042	59,362	増加	

評価指標からみた現状(まとめ)【出典】

健康度を示す項目		当初計画	参考資料	
生命表	平均寿命(歳)	P.9	国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」	
	健康寿命(歳)	P.9	「埼玉県の健康指標総合ソフト」健康寿命 ※健康寿命:65歳に達した人が健康で自立した生活を送る期間。具体的には「要介護2以上」になるまでの期間(埼玉県による定義)	
主たる死因とその割合		P.9	国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」より	
医療	一人当たり診療費(年間)	P.20	施策成果表(施策成果表1ページ、一般被保険者の一人あたりの診療費) ※入院、入院外、歯科の合計 当初計画は一人当たり医療費(月額)で抽出しているが、現在は国保データベース(KDB)システムからの抽出ができないため、一人当たり診療費(年間)とした	
	人工透析患者数	P.36	平成28年度のデータの抽出方法は対象診療年月内に「腹膜透析」もしくは「血液透析」の診療行為がある患者を対象に集計。 平成29年度以降のデータの抽出方法は国保データベース(KDB)システム「厚生労働省様式 様式3-7人工透析のレセプト分析」	
健診	特定健康診査受診率(%)	P.11	法定報告または連合会情報>国保情報>医療費及び特定健診等の継年推移	
	特定保健指導実施率(%)	P.18	法定報告または連合会情報>国保情報>医療費及び特定健診等の継年推移	
	質問票	1回30分以上の運動習慣がない	P.16	国保データベース(KDB)システム「質問票調査の継年比較」
		喫煙		
	毎日飲酒	P.17		
介護	認定率(1号)(%)・1件 当たり給付費(円)	P.49	国保データベース(KDB)システム「地域の全体増の把握」	

当初計画と比較するため、当初計画で使用したデータを使って抽出。現在抽出できないデータについては、近い内容を記載。

5 個別保健事業の評価と見直し

(1) 個別保健事業の目標値と実績値

各個別保健事業の指標と目標値・実績値については以下のとおり(上段は目標値、下段は実績値)。

個別保健事業	指標	ベースライン (平成 28 年 度)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	最終年度 (令和 5 年 度)
特定健診受診率向上 対策事業	受診率 (%)	—	—	45	48	60
		36.9	33.7	39.0	41.6	—
特定保健指導実施率 向上対策事業	実施率 (%)	—	—	45	48	60
		36.5	33.8	29.3	31.1	—
糖尿病性腎症重症化 予防対策事業	受診勧奨者の医療	—	—	—	—	20
	受診者数 (%)	—	25.0	13.6	11.8	—
	保健指導参加者数 (%)	—	—	—	—	20
—		12.9	4.1	0.0	—	
疾病予防対策事業	国保健診受診率 (%)	—	—	—	—	20
		7.8	8.1	8.5	8.5	—
多受診者指導	指導率 (%)	—	—	—	—	100
		100	100	100	100	—
ジェネリック医薬品 切替通知	数量シェア (%) ※	—	—	—	—	80
		69.6	72.3	77.4	78.2	—
ポピュレーション アプローチ	講演会開催数 (回)	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
		2	2	2	2	—

※ 数量シェア：杉戸町国民健康保険データヘルス計画では利用率の最終目標を 80%としていたが、国は令和 2 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上とする新たな数量シェア目標を定めた。

(2) 達成・未達成の要因

【1】特定健診受診率向上対策事業

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
医療機関・協力団体の確保を行い、連携体制が取れたため事業をスムーズに行うことができた。	38、39歳を対象にした郵送型自己採血健診事業は、受診率が1割にも満たず、40歳から始まる特定健診の受診に繋がっていない。	郵送型自己採血健診事業は廃止し、他自治体よりリピート率が高い40代に無料クーポンの発行を拡大する。

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保 ・衛生主管課との連携 ・杉戸町医師会との連携
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・無料クーポン、お知らせ、案内通知の作成、発送 ・インターネット予約の実施 ・勧奨通知の発送 ・業務委託 ・医療機関へ協力依頼 ・埼玉県国民健康保険団体連合会との協力 ・同意書兼情報提供用紙発送 ・消防団事務主管課との連携 ・窓口での結果表の内容確認の強化

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
① 特定健診無料クーポン発行 ② セグメント等を利用した受診勧奨 ③ 診療情報提供事業 ④ 人間ドックその他職場健診等受診者に対する情報提供依頼	① 対象年齢を40、41、42歳に拡大し、無料クーポンを発行する。 ② 集団健診予約終了後に未受診者を抽出し、過去の受診状況を分析し、個々にあったセグメント等を利用して未受診者への受診勧奨を実施する。 ③ 生活習慣病で通院履歴のある未受診者を抽出し、対象者及びかかりつけ医に診療情報の提供を求める。 ④ 消防団事務主管課と調整を行い、情報提供を受ける仕組みを構築する。人間ドック助成申請時に情報提供を受ける仕組みを構築する。

④指標及び最終目標値

指標	受診率(%)	最終目標値	60%(令和3年度55%、令和4年度58%)

【2】特定保健指導実施率向上対策事業

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
<p>集団健診と特定保健指導を同一事業者へ委託したことで、結果相談会への誘導がスムーズにできた。</p> <p>特定保健指導対象者へ電話による勧奨や結果相談会の予約確認を行った。</p>	<p>運動に関連する生活習慣の改善が見られたが、積極的支援、動機づけ支援ともに数値での効果は見られなかった。</p>	<p>今後も継続事業として実施する。</p>

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保 ・衛生主管課の人員の確保 ・衛生主管課との連携 ・保健師・管理栄養士の確保
プロセス	<p><集団健診></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託 ・保健師・管理栄養士のスケジュール調整・謝金等関連事務 ・集団健診終了後に結果相談会の予約 ・対象者抽出 ・電話による勧奨・結果相談会の予約確認 <p><個別健診></p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉戸町医師会に依頼 ・受託医療機関に協力依頼 ・チラシ等の作成・配布

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
<p>① 特定健診結果相談会への誘導</p> <p>② 個別健診医療機関への協力依頼</p>	<p>① 集団健診受診者を対象に、集団健診終了後に、受診者（服薬治療中、年度末年齢 75 歳、腹囲・体重が基準値内の者を除く）に対し結果相談会の予約をお願いし、動機づけ及び積極的支援対象となった者に対し、初回面接を行う。結果相談会を予約しなかった方には、電話による勧奨または、ちらし・リーフレットを郵送する。</p> <p>② 個別健診受診者を対象に、個別健診受託医療機関に対し、対象者の特定保健指導参加誘導をお願いする。</p> <p>特定保健指導参加に関するちらし等を作成し、実施医療機関に配布する。</p>

④指標及び最終目標値

指標	実施率(%)	最終目標値	60%(令和3年度55%、令和4年度58%)

【3】糖尿病性腎症重症化予防対策事業

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
<p>平成30年度、令和元年度は、予定通り予算の確保ができ、医師会への説明及びかかりつけ医への協力依頼及び関係者と連携し実施することができた。</p> <p>対象者を抽出し、受診勧奨通知の発送、電話による勧奨及び強めの勧奨を、予定していた時期に実施することができた。</p>	<p>対象者に対し、糖尿病性腎症重症化予防の大切さを十分に伝えられなかった。</p>	<p>今後も継続事業として実施する。</p> <p>参加率が低いため、糖尿病性腎症重症化予防の大切さを周知し、参加を促す。</p>

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保 ・埼玉県との連携 ・埼玉県国民健康保険団体連合会との連携 ・近隣市町との連携 ・医師会への協力依頼
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県共同事業への参加 ・近隣参加市町との乗入 ・対象者抽出 ・通知発送 ・参加医療機関への名簿提出及び回収 ・謝金等関連事務

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
糖尿病性腎症重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトや健診データより抽出された生活習慣病、もしくはその疑いがある方を対象に、保健指導プログラムへの事業参加通知を発送、医師からの推薦、参加希望者にはプログラムを実施する。 ・治療中断者、未受診者へ受診勧奨を行う。 ・埼玉県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同事業に参加する。 ・保健指導については、協力医療機関と連携する。

④指標及び最終目標値

指標	糖尿病性腎症重症化予防プログラム（保健指導）への参加率（%）	最終目標値	20%

【4】疾病予防対策事業

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
庁内の連携体制が確保できたことにより、各種がん検診については特定健診の集団健診と同日に開催した。	国保健診の周知は広報・ホームページのみでなく、対象者には個別通知を行っているが、積極的なPRが足りなかった。	今後も継続事業として実施する。 国保加入で窓口での手続きを行った際に国保健診について案内する。

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保 ・衛生主管課の人員の確保
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸町医師会と契約 ・対象者抽出 ・案内通知作成 ・ポスター等作成 ・無料券・案内等の作成 ・通知発送

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
① 国保健診受診 勧奨	① 20歳から39歳を対象に受診勧奨通知を発送する（8月下旬）。 申込み期間（9月上旬から中旬）
② がん検診受診 勧奨	実施期間 10月1日から11月30日 ② 40歳以上の方を対象に胃がん・肺がん・大腸がん検診を実施する。 40歳以上の男性に前立腺がん検診を実施する。 40歳以上の女性に乳がん検診を実施する。 20歳以上の女性に子宮頸がん検診を実施する。 年間計画表を作成し、特集ページを掲載する。 年間計画表の全戸配布を行う。 インターネット予約を行う。 未受診者への受診勧奨を実施する。

④指標及び最終目標値

指標	国保健診受診率（％）	最終目標値	20%

【5】多受診者指導

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
令和元年度まで看護師による訪問指導が実施できた。	令和2年度以降、看護師の確保ができず、訪問指導ができなかった。	これまで看護師が多受診者及び重複多剤投与者への訪問指導を行ってきたが、今後は文書による重複多剤投与者への指導を行う。

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・勧奨セグメント設定 ・重複多剤投与者リスト取得 ・通知書作成 ・通知発送 ・効果検証

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
対象者への通知及び効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回、連合会から提供されたリストに基づき対象者抽出基準に該当する方に「服薬情報に関するお知らせ」及び「お薬の安全な使用のために」を送付する。 ・送付後、6か月後に効果検証を行う。

④指標及び最終目標値

指標	指導率 (%)	最終目標値	100%

【6】ジェネリック医薬品切替通知

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
予定通り実施できた。	利用率の確認ができなくなった。	継続事業として実施し、今後は数量シェアを確認していく。

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・国保主管課の人員の確保 ・埼玉県国民健康保険団体連合会との連携
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約 ・差額通知書作成 ・通知発送 ・リーフレット・シール作成 ・封入封函作業 ・リーフレット等の発送

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
① ジェネリック医薬品の切替通知発送	① 生活習慣病に関する薬剤で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が設定金額以上の削減効果が見込める者を抽出し、年に2回差額通知を発送する。
② ジェネリック医薬品勧奨リーフレット送付	埼玉県国民健康保険団体連合会へ対象者の抽出、通知の作成を委託する。 ② 全世帯に対し、ジェネリック医薬品に関する知識や、保険証やお薬手帳に添付可能な希望シールを同封する。

④指標及び最終目標値

指標	数量シェア (%)	最終目標値	80%以上

【7】ポピュレーションアプローチ

①達成、未達成要因及び事業の方向性

達成要因	未達成要因	事業の方向性
予定通り実施できた。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療講演会を中止した。	今後も継続事業として実施する。

②①の見直しの結果、実施する内容

内容	
ストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> 衛生主管課の人員の確保 講師の調整
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 講師依頼 チラシ・ポスターの作成 広報・ホームページによる周知 特定保健指導対象者への案内 講演会実施 協定締結 利用者データ管理 リーダー設置施設職員および施設担当課職員との連携 他課ウオーキング事業とのコラボレーション

③具体的な事業実施内容

事業実施内容	
① 医療講演会の開催	① すべての住民に対し、生活習慣病の予防その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることを目的に医師・歯科医師を講師に招き講演会を開催する（年2回程）。 ② 専用歩数計もしくはスマホアプリを活用し、県内に設置されたタブレット端末に歩数計をかざすと歩数が送信され、マイページやアプリで歩数データを見ることができる。また、歩数に応じたポイントを獲得でき、抽選で賞品が当たる。
② 埼玉県コバトンマイレージ事業に参加	

④指標及び最終目標値

指標	医療講演会 コバトンマイレージ事業の参加	最終目標値	年1回以上開催 安定的な運用

6 全体の計画の評価と見直し

①計画全体の評価

項目	評価
評価指標からみた評価	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命が延伸。 主たる死因は悪性新生物、腎不全、自殺及び糖尿病が増加。 一人当たりの診療費が増加。 特定健診受診率は上昇しているが、特定保健指導実施率は低下。 1回30分以上の運動習慣がない人が増加。 女性の喫煙・毎日飲酒が増加。 介護の1号認定率は減少しているが、1件当たり給付費は増加。
個別保健事業からみた評価	<ul style="list-style-type: none"> 庁内及び医師会等関係機関との連携が確保でき、計画が推進しやすい体制が整った。 特定健康診査の受診率は上昇しているが、目標値に到達していない。 特定保健指導の実施率は低下している。 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の参加者が少ない。

②主な見直し内容

主な見直しと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各個別保健事業を実施する。 医師会等関係機関、庁内関係課との連携体制を推進する。
--------------	---

7 計画後半の実施体制・進捗管理と最終評価

本計画の実施体制・進捗管理は、国保主管課を主体とし、衛生主管課と連携する。

また、令和5年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況の最終評価を行う。評価は国保データベース（KDB）システム等を活用し、可能な限り数値を用いる。策定した計画の実施状況はとりまとめを行い、杉戸町国民健康保険運営協議会において学識経験者や地域の医療機関等の代表者に意見を伺い、評価・見直しに活用するために報告書を作成する。報告書は杉戸町の広報紙やホームページに掲載する。

杉戸町国民健康保険データヘルス計画中間評価報告書

(平成30年度～令和5年度計画)

令和3年3月発行

編集・発行 杉戸町 町民課

住所 〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

電話 0480-33-1111 (代表)